

## 大磯町手数料条例の一部を改正する条例

(大磯町手数料条例の一部改正)

第1条 大磯町手数料条例（平成12年大磯町条例第2号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号中「前各号」を「前3号」に、「規定する」を「掲げる」に、「認めたもの」を「認めたとき。」に改める。

別表第1 住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付の項の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付	1枚につき 500円
--	------------

第2条 大磯町手数料条例の一部を次のように改正する。

別表第1 住民基本台帳法第30条の44の規定に基づく住民基本台帳カードの交付の項を削り、同表行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年総務省令第85号）第11条第1項第1号又は第3号から第7号までの規定に基づく通知カードの再交付の項の次に次のように加える。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令第28条第1項の規定に基づく個人番号カードの再交付又は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成26年政令第155号）第15条第2項から第4項までの規定に基づく個人番号カードの返納後の個人番号カードの再交付	1枚につき 800円
--	------------

## 附 則

この条例中第1条の規定は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）の施行の日（平

成27年10月5日) から、第2条の規定は番号法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日(平成28年1月1日) から施行する。

平成27年9月1日提出

大磯町長 中 崎 久 雄